

令和元年度第3回
北海道青少年健全育成審議会

議 事 録

日 時：令和元年10月18日（金）13時25分開会

場 所：北海道庁本庁舎7階 共用会議室B

1 開 会

○事務局（成田主幹） ただ今から令和元年度第3回北海道青少年健全育成審議会を開会いたします。私は、環境生活部くらし安全局道民生活課青少年グループの成田でございます。議事に入りますまで、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、青少年担当課長の藤岡から、ご挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

○藤岡青少年担当課長 青少年担当課長の藤岡でございます。くらし安全局長の柴田につきましては、他の公務のため、遅れての出席となりますので、開会にあたりまして、私から一言、ご挨拶させていただきます。

委員の皆様には、時節柄なにかとご多忙のところ、本審議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。また、日ごろから、青少年の健全育成について、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日の審議会の議事のうち、報告事項としまして北海道青少年健全育成条例の改正についてですが、当審議会からいただいた答申をもとに改正作業を進めて参りましたが、おかげをもちまして、10月16日付け、無事公布することができました。

委員の皆様には活発なご審議をいただきありがとうございます。

また、協議事項としまして、北海道青少年健全育成基本計画についてであります。8月9日に開催されました令和元年度第1回の審議会以降、皆様からいただいたご意見等を事務局で整理いたしましたので、それらをもとにご審議いただく予定でございます。

基本計画の答申を、皆様の任期の最終日である10月29日までにごいただくいたしますと、日数は限られてまいりましたが、委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から前回同様、忌憚のない御意見や御指導を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（成田主幹） それでは、会議に移ります。始めに、会議の成立について、ご報告いたします。北海道青少年健全育成条例第50条第2項の規定により、「審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。」とされているところですが、本日は、委員定数15名中10名の出席をいただいておりますことから、本会議は成立していることをご報告いたします。

また、本日は、オブザーバーとして青少年行政を推進するために道庁内に設置している青少年健全育成推進本部の幹事も出席しておりますことを、併せてご報告いたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元に、資料1から資料4を配付しております。

足りない資料は、ございませんでしょうか。本日の会議終了は、午後3時ころを目途としております。今後の進行に、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本審議会では議事録の作成を行いますが、議事録は発言の趣旨をとらえて作成をさせていただき、皆様の確認を受けた上で、道のホームページに掲載させていただきますので、あらかじめご報告させていただきます。

それでは以後の進行は、丸山会長にお願いいたします。

3 議 事

(1) 説明事項

○丸山会長 丸山でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、次第にあります議事の報告事項、「北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例の公布について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤岡青少年担当課長） 育成条例の改正についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。

改正点は2点ございます。

1点目は「自画撮り被害」と呼ばれる児童ポルノの被害を防止するための改正です。

近年、自画撮り被害が増加傾向にあります。自画撮り画像を求める行為を禁止する法令の規定がないため、被害を未然に防止できていないという問題がありましたので、青少年に児童ポルノ画像を求める行為を罰則付きで規制いたします。

具体的には、18歳未満の青少年に対して「拒まれたにもかかわらず更に求める」、「威迫する」、「困惑させる」、「欺く」、「経済的利益の供与」といった不当な手段を用いて求める行為の他、13歳未満の青少年に対しては、求めることを一律に規制します。

13歳未満に求める行為を一律に規制するのは全国初となります。

2点目はゲームソフトを適切に有害図書類に指定するための改正です。

これまでゲームソフトは審議会による個別審査により、有害図書類に指定することが可能でしたが、ゲームソフトはゲーム内の世界が広く、内容確認に膨大な時間を必要とするため、個別指定が困難でありました。

そのため、他県の例を参考に条例を改正し、卑わいな姿態等を描写した場面が一定時間以上となるもの又は、知事の指定したゲームソフト審査団体が18歳未満の視聴を不適当としたものを有害図書類とし、青少年への販売等を禁止いたしました。

罰則についてですが、児童ポルノ画像を求める行為については、基本刑は他県と同じ30万円以下の罰金ですが、常習者に対しては加重処罰を行い、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。常習者に対する加重処罰については、全国初の規制となります。

有害図書類の青少年への販売については、現行どおり30万円以下の罰金となります。

本改正につきましては、当審議会でもいただいた、「自画撮り被害防止のため、不当な手段等により自画撮り画像を要求する行為を新たに罰則付きで規制すること」、「ゲームソフトを適切に有害図書類に指定するため、団体指定方式による有害図書類の指定を行うこと」が適当であるとの答申に基づいたものです。

審議会からの答申後、パブリックコメントを経て9月10日に開会しました、北海道議会第3回定例会に提案を致しまして、10月4日に原案どおり可決し、10月16日に公布となっております。改正条例につきましては、周知期間を置きまして来年1月1日に施行となります。

説明については以上でございます。

○丸山会長 ありがとうございました。ただいま、北海道青少年健全育成条例の一部を改

正する条例の公布について事務局から説明がありましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問等ございませんでしょうか。

これは、自画撮り被害防止等について、知事から基本的な考え方の諮問を受けて、私たちの中で話し合いをしました。抽象的に基本的な考え方として、自画撮りについて一定の悪質な行為を取り入れる、ゲームソフトを組み入れるという基本方針を答申したところで、それに基づいて具体的な条文化を事務局でなされて議会提出されました。すでに報道等でかなり出されているので皆様ご存じかとは思いますが、自画撮りについては、北海道は独特だという報道もされておりました。基本的な発想としては、他の都府県とのバランスも考えながら、独自に必要なを考えて13歳未満の者に対する扱いと、常習犯に対する扱いが入った特徴的なものになっております。

ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に移ります。

(2) 協議事項

○丸山会長 「(2) 協議事項」の第2期北海道青少年健全育成基本計画についてですが、本日が答申前の最終的な審議となります。

これまで、審議会の場合や事務局からの意見照会で、皆様から様々な意見をいただいておりますが、それを踏まえて、事務局で検討最終案を取りまとめたということですので、事務局からの説明をお願いします。

○事務局(林主幹) 道民生活課の林です。よろしくお願いいたします。

まず、前回審議会以降の検討経過について確認させていただきたいと思います。

前回の審議会では、素案検討案についてご審議をいただいたところですが、そこでのご意見を整理して反映したものを「素案検討案②」として9月下旬にお送りしております。

更に、その「検討案②」に対するご意見をメール等でお寄せいただきまして、最終的に整理したものが、お手元の「資料3」の「素案(検討最終案)」となります。

皆様からお寄せいただいた意見と事務局で整理した内容につきましては、後ほど説明させていただきますけれども、私からは、計画全体を確認していただく意味で、資料2の概要版に沿ってご説明したいと思います。

それでは、資料2をご覧ください。

まず、第1章の「基本事項」でございますが、ここでは、「計画策定の趣旨」、「計画の位置付け」、「計画の期間」、「計画の対象となる青少年の範囲」、「第1期計画の指標の達成状況」について記載しております。

このうち、「計画の期間」につきましては、第1期計画で概ね10年間としていた計画期間を、第2期計画では令和2年度からの5年間とし、社会情勢の変化に的確に対応していきたいと考えております。

次に、第2章の「青少年を取り巻く環境の変化と課題」でございます。

近年は、少子化・核家族化や高度情報化をはじめ、雇用情勢や所得格差の問題など、様々な社会環境の変化を背景として、青少年を取り巻く課題が数多く生じておりますが、この章では、このような現状と課題について、ここに記載しております項目毎に整理して記

述しています。

次に、第3章の「青少年健全育成の基本的考え方」ですが、項目番号の1番と2番で青少年健全育成条例に定める「基本理念」と「施策の基本方針」について記載するとともに、3番目の「施策の体系」の項目では、「計画のテーマ」として「青少年が健やかに成長し、自立できる社会を目指して」、それから、その下の①から③までを表に整理した「施策体系図」を示しております。ここで、資料3の22ページをご覧くださいなのですが、このように、条例に定める4つの「施策の基本方針」の下に「施策の目標」を7項目、更にその下に「施策の目標に向けた主な取組」として23項目を設定した上で、「発達段階に応じた主な取組」を整理しています。

この「発達段階に応じた主な取組」という視点は、第1期計画にはなかったもので、第2期計画の大きな特徴と言える点です。

資料2に戻っていただきまして、2ページ目になりますけれども、第3章の4番目の「主な指標についての数値目標」ですが、前回の審議会ではお示しできていなかった部分です。

第1期計画の指標の達成状況などを踏まえて指標と数値目標を見直し、9月下旬にお送りした検討案②の中でお示したところです。

目標値を設定する主要指標を29項目、また、参考指標を9項目設定しています。

次に、第4章の「推進体制」ですが、「庁内における推進体制」と「北海道青少年健全育成審議会における調査審議」のほか、国・市町村、青少年関係団体、関係業界との連携や地域における連携といった、社会全体での取組について記載し、併せて「施策の推進状況等の進行管理」の項目では、施策の推進状況を定期的に把握・検証することなどについて記載しています。

次に、第5章の「発達段階に応じた主な取組」では、乳幼児期、学童期、思春期、それから青年期・ポスト青年期の4つの発達段階ごとに、第3章の施策体系図に沿って、具体的な取組内容について記述しています。

この資料では、施策の目標を◎、施策の目標に向けた主な取組を○として、項目名のみを整理しています。

複数の発達段階で重複して記載している項目がありますが、項目名が同じでも、発達段階に応じて内容を書き分けている場合があり、先ほど第3章のところでもご説明したとおり、この発達段階に応じた取組の記述が第2期計画の特徴的な部分となります。

最後に、資料2の最後の方にこれまでの審議経過と今後のスケジュールをまとめてありますので、簡単にご説明します。

冒頭でも若干触れましたが、第1回の審議会では、諮問の後に構成案についてご審議いただき、第2回審議会では、検討案についてご審議いただきました。

その後、検討案②に対する意見照会を経まして、本日の審議会にて検討最終案をお示したところでございます。

今後のスケジュールですが、本日の審議会にて最終的なご審議をいただいた後に、10月下旬に皆様の任期が満了となる前に素案について答申をいただきたいと思いますと考えております。

その後、11月以降、議会への報告、パブリックコメントなどの手続きを行い、また、来年1月下旬以降には、パブリックコメントの結果について審議会にて報告させていただいた上で、道としての計画案を決定し、年度内に第2期基本計画を策定したいと考えており

ます。

概要についての説明は以上でございます。

○丸山会長 ただいま、第2期青少年健全育成基本計画の素案検討最終案についての説明がありました。

ここまでに、委員の方からご質問はございませんでしょうか。

それでは資料3、4の説明について事務局からお願いします。

○事務局（大西主査） 道民生活課大西と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは資料3と4についてご説明いたします。

はじめに、資料4の構成ですが1～5ページまでが委員から寄せられたご意見とその回答、6～7ページが事務局側の修正に係る内容というつくりになっています。

資料4の1ページ目の左から2つめの列に「カラー版ページ」とあるのは、9月下旬に皆様に送付いたしました「計画 素案検討案②」の対応ページのこと、その右横の「最新版頁」とあるのは本日の資料3の計画検討最終案の対応ページを記載しているものです。

本日は資料4の内容を、資料3を用いての関係部分の補足説明をさせていただきます。

はじめに委員から寄せられたご意見とその回答について主なものをご説明いたします。

資料3の23～27ページの「主要指標」のページをご覧ください。

委員からは、指標全体に共通する内容と個別の指標に関する内容についてご意見が寄せられました。

共通する内容から申し上げます。

はじめに、例としまして資料3の24ページ、指標番号8の「朝食を毎日食べている小学校6年生、中学校3年生の割合」をご覧ください。

委員からは「主要指標で目標が100%となっているものについて再検討願いたい」、「現状値と目標値がかけ離れており、はじめから達成が無理のように感じる指標がある」というご意見がありました。

この指標は、青少年計画の関連計画である「北海道教育推進計画」の中で設定しているもので、「全国学力・学習状況調査」により国が毎年実施し、全国のほぼ全校において一斉に調査が行われているものです。

北海道教育委員会においてもその関連の指標を設定したもので、「朝食を毎日食べている」といった項目も、全員がそうであってほしいという高い理想のもと、100%に設定しているものです。

続きまして、例としまして資料3の25ページの指標番号20の「定期的にネットパトロールを行っている学校の割合」をご覧ください。

委員からは「現状値が既に100%を達成している指標を、引き続き指標とする理由はなにか」というご意見をいただきました。

この指標につきましても、関係する北海道教育推進計画の計画期間が平成30年度から令和4年度までとなっており、計画の指標設定時の実績値が平成28年度の小学校95.8%、中学校95.0%、高校100%であったことから、令和4年度の目標値を100%に設定していたものです。

近年の青少年のネットトラブルなどにより、学校のネットパトロールの重要性が認識され、平成30年度には小中高ともに100%の実績値となったものです。

今後も子どもたちを守る活動に取り組む必要があるため現状値が100%であっても引き続きそれを維持し続けることが重要だと考えているところです。

続きまして、例としまして資料3の23ページの指標番号6の「“北海道家庭教育サポート企業等制度”登録企業数」をご覧ください。

委員からは、「目標値の年度に令和6年度以外のもが混在する理由」について照会をいただきました。

表の一番右端の年度欄が「R4」となっています。

青少年計画は令和6年度までを計画期間としていますが、関係する道の関連計画の指標を活用していることから、各計画の終期が異なることから令和4年度や令和8年度までというように、目標年度に差異が生じるものです。

続いて、個別の指標に関する内容です。

委員から、資料3の23ページ、指標番号2の「地域と連動した通学路の安全確保の取組状況」という主要指標が27ページの指標と重複している、というご意見をいただきました。

23ページの指標番号2は、「子どもの育成に関わる人材の確保・育成」という取組に対する指標であり、27ページでは「安全安心の確保のための取組の推進」という取組に対する指標であるため、重複して記載しておりますが、再掲であることがわかるよう、27ページの指標番号を「2の再掲」として修正しました。

続きまして、委員から、指標7について、「対象事業の割合が減った方が良い理由」について照会がありました。

資料3の23ページの指標番号7「道立青少年体験活動支援実施主催事業における未就学児（親子含む）対象事業の割合」をご覧ください。

この指標は、もちろん対象事業の割合が計画設定時より増加することが良い内容の指標であり、教育推進計画策定時にH28の実績値が17,4%であったことから、計画の最終年度である令和4年度に「20%以上」となることを目標としていたものです。しかしながら、平成30年度に目標値を大きく超えて36,1%となったため、現状値から目標値にかけて減少しているようにみえるものです。このため、目標値に「20%以上」として「以上」を追記しました。

続いて、資料3の31ページの下から3行目をご覧ください。

8月の審議会でも委員からご意見がありました、「若くして親となった方への支援」に関する内容です。

ご意見の内容としましては、若い親のことであり青年期に記載してはどうか、とのことでしたが、この計画において対象の中心となるのはいわゆる「子ども」であり、子どものいる家庭への支援や社会環境の整備について計画に記載していることから、若くして親となった方への支援も、“子育て中の親への支援”という視点で「子育て支援の充実」の項目に含んでいるというものです。

続いて資料3の38ページの下から5行目の「キャリア教育の推進」をご覧ください。

委員からのご意見は、「キャリア教育の推進」の中の「主権者教育」に関する内容は段落ごと削除してはどうかという内容でした。

「主権者教育」自体は、関連計画である「北海道教育推進計画」において明記されているものですが、青少年健全育成という観点からは「キャリア教育」一本のほうがよりふさわしい表現であることから、「主権者教育」に関する内容は削除するというものです。

これにあわせて、資料3の45、46ページについても思春期の「主権者教育」に関する内容ですので同様に削除しました。後ほどご確認ください。

資料3の45ページの中ほどにあります「青少年顕彰」をご覧ください。

委員からは「心の育成と顕彰を実施すると言ふことの関連がよく分からない」というご意見をいただいておりますが、青少年顕彰という顕彰制度に係る記載について、計画の中で掲載する区分を変更したものです。

元は、42ページの地域の文化や活動を通じた豊かな心の育成に含めていたものですが、修正後は45ページの多様な体験機会の提供に含めるほうが適切と考え、修正しています。

次に事務局が行った修正についてご説明いたします。

ページは戻り、資料3の4ページの下から2行目をご覧ください。

この計画の中で児童虐待に係る主な取組を乳幼児期から思春期に発達段階別に記載していますが、「児童福祉法」という法律の中で「児童」は0歳から18歳未満までとなっていることから、児童虐待でこの法律に関する内容のものは思春期であっても「児童」という文言を使用している旨の注意書きを追記したものです。

続いて、資料3の19ページの「新規学卒者等の早期離職」についてです。

中段の表から下の文言が対象となります。

前回お送りした資料では、この部分について、早期離職する若者が転職を繰り返すことによる労働条件の悪化へのおそれがあることのみ記述していましたが、今回は早期離職による企業側の視点も追記して修正し、また、「キャリアデザイン」という言葉についての注釈も追記しました。

資料3の22ページ「施策体系図」の表についてです。

前回お送りした資料では、表の中央あたりにある、「困難を有する子どもを支援する環境づくり」の「不登校対策の推進」としていましたが、これに「ひきこもりや若年無業者」を含め、「不登校、ひきこもり等の対策の推進」としたものです。

18歳以上の若年無業者については、「困難を有する若者を支援する環境づくり」の項目に含めていますが、17歳以下の「中学校卒業後の若年無業者」、「高校中退者」、「子どものひきこもり」をさきほどの「不登校対策」に併せて記載することとしたものです。

これに関連し、資料3の44ページにも関連施策を追記していますので、後ほどご覧ください。

続きまして、資料3の41ページの「家族のふれあい時間の増進」についてです。

下から6行を追記しました。

これは思春期においても、乳幼児期や学童期と同様に、家族団らんの機会を増やしたり企業における働き方の見直しといった取組を「家族のふれあい時間の増進」の項目に追記したというものです。

次に、資料3の44ページ中段の「ひとり親家庭、経済的困難を有する家庭への支援」についてです。

前回お送りした資料では、この部分について、高校中退防止の取組や、中退した方への学び直しへの支援などについて記載していたものですが、高校中退者に関する記載を同じページの「不登校対策の推進」に整理したことから、この記載を削除したものです。

資料3と資料4についての説明は以上となります。

○丸山会長 はい。資料4が本体になるかと思われませんが、これまでの説明について委員の皆さまからご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ここで日置委員から意見の提出がありまして、事務局の方でこれに関して追加資料を用意してあると聞いています。

(追加資料を配布)

それでは、この追加資料について、まず事務局から説明をお願いします。

○事務局(林主幹) ただいまお配りしました追加資料について簡単にご説明いたします。

会長からのご発言のとおり、先日、日置委員から事務局の方にメールで意見をいただきました。どうもありがとうございました。

委員の皆様へ資料をお送りした後だったこともありまして、先ほどご説明した最終案には反映することができませんでしたが、事務局の方で追加資料としてまとめさせていただきました。

横長1枚ものの資料と、ホチキス止めした縦長の資料の2種類をお配りしましたが、縦長の資料の方が、いただいたご意見に沿って全体をまとめた資料でございます。

その中で、主要な部分を1枚にまとめたのが横長の資料となります。

なお、縦長の資料の左から2列目の数字がございますが、これは本日の資料3「検討最終案」のページ番号となります。

追加資料の説明は以上でございます。

○丸山会長 それでは次に日置委員から意見の趣旨についてご説明していただきたいと思えます。お願いします。

○日置委員 ギリギリにたくさんの意見を渡してしまいご迷惑をかけてしまいました。全体的に考え方として実際に地域で支援をしている者として気になったことがあったので、これを機会に自分の頭の整理のためにまとめさせていただきました。

趣旨と簡単な例をお伝えいたします。

横長の資料でいくと、今回青少年の健全育成という趣旨で、こういった理念を進めていくのかというところで、こちらの計画の理念もそのままなんですけれども、前提として、昨年児童福祉法が改正されて、子どもの権利条約の内容がようやく日本でも取り入れられ

たところなんです、全体的に日本の施策の中でこの新しい子どもの権利条約の趣旨が浸透していないということがずっと気になっていましたので、この計画についても、新しい児童福祉法の改正の趣旨みたいなものが少し入っているといいのかなと思ひまして、1番目の項目についてはそのことについて書いています。

一つ目としては、従来、誰かを支援すると言うときには、個人モデルという考え方で弱い者を強い者が助けるといふ発想で、困難を有するのはその人に原因があるからだ、例えば障がいであれば、障がいのある人は障がいを持っているからその人は生きづらいんだという考え方だったのが、今は「社会モデル」と言ひて、その人が何か困難を持っているからではなくその人の持っているものが、何か社会と合わないからというか、社会の環境と合わないから差し障りが出るんだという「社会モデル」の考え方になってきているので、個人的な努力を求めるよりも、社会環境を整備したり、周りの理解を広げていこうという考え方になっているのがあって、それが全体的に反映されているのかというところがあります。

親の努力なり、子どもの努力みたいなものを引き上げていこうというものが目立っていたので、まず、社会モデルでの考え方を取り入れていただきたいというのが一つ目です。

それから、まとめの方には書いてもらっていませんでしたが、権利主体としての子どもという考え方も新しい児童福祉法の方では考えられていて、どうしても日本の社会というのは、子どもは大人の従属物であるとか大人の言うことを聞かなくてはならないという発想が強いと思ひます。

子どもは子どもとして自分の意見を表明する権利もありますし、その親とは別に個性を持って生きていく考え方にしましょうというものがあって、それがちゃんと生かされているのかというのがあり、若干気になる表現があったというのが二つ目です。

もう一つは、横長の4番目の一番下のところですが、時代がすごく変わっていてスタンダード自体が変わっているため、基本的な生活習慣や食生活もこの20年、30年でものすごく変わっています。

現在は24時間営業の店も多くなり、インターネットやテレビもいつでも見られる状態にあります。

また、子育てをしていて困ったときにどうやって対処するのかという、昔は本を読んだり人に聞いたのかもしれないですけど、今の若い母親はインターネットで調べることが当たり前になっています。

こういった時代背景も踏まえているのかという点が気になりました。

全体の統一感として、こういうことが反映されてほしいという意味でまとめています。

いくつか例を挙げると、「望ましい」という言葉が気になっていて、「望ましい生活習慣」など、「望ましい」という言葉が使われているのが10個くらいはあったと思ひます。

何が「望ましい」のかは、人それぞれ違いますし、望ましい内容が書かれていなかったため、一方的に望ましいものにしましょうという言い方が計画としてどうなのか気になったところなんです。

それから、権利主体としての子どもという意味では、ぜひ変えてほしいところがあります。

34ページの学童期の囲みのところで、「学童期のうち小学校低学年の時期の子どもは

大人の言うことを守る中で」という書き方があって、嫌だと思っただけということを聞かなくてもいいよなと思ったので、何か違う言い方にした方が良いと思いました。

させるっていう言葉が一つだけ残っていて、他は配慮していただいたんだと思うんですけど、子どもに何かをさせるではなくて、子どもが何々をするで良いのではないかと思いますので、そういうところを直していただければと思います。

あと、家族像が神聖化されているというか、親が子どもを育てるものだという前提が強く、親の意識を上げる、家庭の教育力を向上するっていうことがすごく出てきたり、先ほどもふれあい時間っていうのもありましたけど、家族のふれあい時間、家族全員で食卓を囲む団らんっていうのは、じゃあ全員で食卓を囲めばいいのかというところではたぶん無いと思うので、家族で囲めなくても地域の中で誰かと囲めればいいと思うので、もうちょっと社会環境が子どもを支えていく、親が頑張れなくてもそこを補っていきえるような書き方になってくれると、今、格差が広がっている中で、養育力全体が低下しているというよりは、できる人はできるんですけど、そこが難しい人がいて、難しい人はいくら頑張れと言われてもできない背景もあるので、そこを補っていきえるような書き方がされるといいなあというところで、色々細かく見て直したのが縦長の資料なので、取り入れられるところがあれば取り入れていただければと思います。

○丸山会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの意見に対して事務局の考え方を説明していただきたいと思いません。

○事務局（藤岡課長） 追加資料の1枚ものの項目番号1番が一番おっしゃりたいことなのかなと思うんですが、この計画・施策の理念・原理についてですが、児童虐待の増加や家庭の養育力の問題は、個人モデルの考え方ではなく、社会モデルの考え方により対応する必要があるというご意見につきましては、理解するものではありませんが、今回の基本計画は、北海道青少年健全育成条例第9条に策定の根拠を規定しますとともに、資料3の21ページに記載しております、同条例第2条の基本理念ですとか、第8条の施策の基本方針を踏まえて策定しようとするものでございます。

また、条例第3条から第7条までに道の責務、保護者の責務、事業者の責務、青少年の努力、道民の役割といったそれぞれの責務や役割が規定されていますことから、条例の理念を超えて、又は理念と相違して基本計画を策定することは中々難しいと考えているところです。

項目番号2番、3番についても同様の理由により修正は難しいと考えております。

個別の表現についてですが、子どもに対して押しつけるような表現、例えば何々させる、教育するというのは、本計画が青少年を取り巻く色々な課題に対応するための基本計画という性質上、関連計画の表現を使わざるを得ない場合がございます。

特に北海道教育推進計画というものが北海道教育委員会にあります、どうしても教育という視点で書かざるを得ないと言いますか、そういうことがありまして私どもの基本計画も一部その様な表現になっているものがあるところです。

先ほど、委員の方から個別に表現を変えた方が良いというものがありましたが、確かに

変えられるところはありますので、担当者から説明させていただきます。

○事務局（大西主査） まず最初に、資料ではなく今口頭で説明いただいた、大人のいうことを守るという部分ですが、34ページ、学童期の部分の灰色の枠の中ですけれども、一番上に「学童期のうち小学校低学年の時期の子どもは」の後に「大人のいうことを守る中で善悪についての」とありますが、ここの部分は事務局がイメージしていたのは、知らない人について行ってはいけないとかそういった身を守る為の子どもに対する注意を子どもが守る中というイメージではあったんですが、わかりにくい部分もありますので、何らかの適切な文言に変えたいと思います。

「ふれあい時間」についてですが、34ページの下の方に「家族のふれあい時間の増進」、これは乳幼児期、学童期も思春期もあるんですが、月1回は家族全員で食卓を囲みましょうという道民家庭の日という運動を提唱しておりまして、家族等みんなで食卓を囲んで囲らんする機会が減少しているということで提唱しているものをここに書かせていただいております。

家族とは書いているのですが、家族だけでなく、一人でご飯を食べるというのではなく、誰かと絆を感じながら食事をするイメージで考えていただければと思います。

A4縦の左側項目8番と書いてあるところで、乳幼児期の説明ですけれども、これも乳幼児期の資料でいきますと31ページ、灰色の枠の中ですが、乳幼児期とはこういう時期ですと説明しているところで、確かに文章がおかしいところがあったので、委員からご提案のありました、「母親や父親などの身近な大人から信頼感や安心感を得られる中で」と修正したいと考えています。

項目番号16番、35ページの「基本的な生活習慣の習得」という上から3行目の下にある行ですけれども、「学校などが連携し、保護者が子どもの望ましい生活習慣や学習習慣に」と書いてあるところですが、委員から提案のありましたように、「保護者が子どもの成長・発達にとって望ましい」とご提案いただいておりますので、この部分を「成長・発達にとって望ましい」という書き方にしたいと考えております。

同様に、42ページ、A4縦でいきますと26番ですが、上から5行目に「子どもの望ましい生活習慣や」と書いてあるところを、「子どもの成長・発達にとって望ましい」と修正をしたいと考えています。

○丸山会長 ありがとうございます。委員の皆さまからご意見がありましたらお願いしたいと思います。

○丸山会長 日置委員のおっしゃることを事務局で考えた上で、修正できるところを修正したということです。

理念の問題については、私としては事務局のいうとおり、この審議会での計画を作るというのは知事から諮問を受けてやっている訳ですけれども、現行法に基づいた諮問ということですので、条例9条に基づく計画策定ということになります。

したがって、どうしてももっとこんなことかと思うところはあるんですが、現行法の枠の中でやっていくということになります。

健全育成条例には1条から6条くらいまでに、目的、理念、親の義務、道の義務とかそういうものが書かれています。

これらは、健全育成するためにどういう人たちがどういう責務を負わなければならないのかという前提が書かれていますので、それをもとに9条に基づく計画を作ることになりますので、どうしても限界があると思います。

ですから、いかなる理念に基づいているかという条例に書かれている理念に基づいているとしか言えない、その理念をこう考えたらどうかということももちろんありますが、それは条例自体を変えるということになりますので、今回の計画に対する諮問の中では手に余るというところがあるかと思います。

その他、この基本計画は青少年だけでなく、その後ろも入っているんですね。

子ども若者育成支援推進法の中に趣旨、目的、理念が入っています。

そういった根拠となっている法令の範囲に限定される形で作らざるを得ないと思います。

そうは言っても日置委員のおっしゃるとおり、当事者個人を責め立てたり、強制したり、押しつけたりするということは、この条例の理念にも児童福祉法の理念にも合わないということは当然ですので、事務局が作った原案もそうしたことは意図していないと思いますが、そう受け取られかねない部分もあると思います。

そういった点で、日置委員のご指摘は重要なところで、ご指摘いただいた点について誤解のない表現に改める、最後の方に事務局からこういう風に修正しますという部分がいくつか出てきましたが、これは日置委員のご意見に沿った修正で、もっともな修正であろうと思います。

基本的な原理まで我々が考えることはできませんので、現行法の原理を基にした上で、誤解のない表現にとどめる、できれば、もう少し少し踏み込んで条例にはないが児童福祉法にはある子どもの権利を尊重するような表現ができるようなところがあれば、そういったところにも目を配るといって考えていったらどうかと思います。

日置委員いかがでしょうか。

○日置委員 原理原則をこちらにして欲しいと言ったわけではないのですが、児童福祉法には、児童福祉法の考え方を尊重しなければならないと書いてあるだけなので、この考え方を尊重して欲しいなど、表現を意識して欲しいなど考えていたところです。

当事者が読むと傷つくなと思ったんです。

お父さんやお母さんがいない子もいるし、色々な家庭で育った子がこれを見たときに、自分は違うなと思われるのが嫌だなというのが一番ありました。

大変な中で、なかなか望ましい子育てができずに悩んでいる人がもし見たとしたらというところで表現を配慮して欲しいなどというところです。

○丸山会長 日本語の表現は、どういう視点で見ると内容が変わるということがありますので、誰が読んでもこういうことだと誤解が無いように気をつけなければならないと思います。

面白い見方を提供していただいたと思います。

日置委員の意見に関しましては、事務局もその趣旨を理解していると思いますので、最終案の取りまとめに当たっては、もう一度再点検をしていただきたいと思います。

それでは、それ以外の点を含めまして、全体でご質問、ご意見はございませんか。

○古川委員 資料4の3ページ、項目番号11番、資料3でいうと33ページの真ん中ほどにある、「関係機関が安全を確認できていない子どもの」というところから始まる文章について、他の委員からご指摘があったように、福祉や教育等という言葉が削除されて、「家庭以外との」だけになっていて変更がかかっていますが、資料3の37ページに同じ文言があるのですが、学童期の同じ文言のところで、福祉や教育等という言葉がそのまま残っているのが、もし削除ミスであればこちらもない方がより分かりやすいのかなと思います。

日本語に関してなんですが、資料3の34ページ、学童期の一番上の囲みの中の2行目から3行目にかけて、「自然等への関心が増える時期がある」とあるのですが、関心は高まるものではないかと思ひまして、41ページにも「関心が高まる」という表現が使われているので、統一した方が良いのではないかと思います。

3点目は日置委員も言っていました、囲みの一番上の、「大人の言うことを守る中で」という表現について、そればかりではないのかなと思うので、変更をかけていただきたいと思ひます。

○丸山会長 事務局は今のご指摘についてはどうですか。

○事務局（大西主査） 37ページの福祉の部分はおっしゃるとおりですので、削除いたします。

34ページの「関心が増える」についても「自然等への関心が高まる」に修正します。

「大人の言うことを守る中で」についてですが、何か良い表現があれば提案いただけないでしょうか。

○古川委員 私がこの文章を最初に読んだときに、私のイメージなんですが、幼稚園や保育所の環境から小学校という人間関係も異年齢の係わりが増えたり、時間割という決められた時間の中で、遊びだけではなく、学習というものもしていかなければならなくなり、その様な人間関係や社会環境の変化の中で、人や環境との係わりを通して、子どもたちは善悪の判断ができていくものではないかと私は考えてこちらの文章を読んでいました。

○丸山会長 ありがとうございます。「大人の言うことを守る中で」を修正するのは中々難しいかもとところがあるかもしれませんね。

何となく分かるんですね。

子どもって自分では判断できないでしょうから、大人がこれはこうするんだとやる背中を見ながら、これは良いことだ悪いことだと学んでいく。

ですが、大人が正しくなければ子どもも正しく無くなるということですから、大人の言

うことを守るなかで育っていくので、大人が大事なんだということなんだろうと思うんです。

ただ、「大人の言うことを守る中で」という部分について、確かに何かもっと良い表現はないかというのはありますね。

○事務局（藤岡青少年担当課長） 発達段階を説明する囲みの部分はですね、元々文科省の研究会が作った「発達段階ごとの特徴」で使われていた表現でして、教育サイドなのでその様な表現になっているのかと思います。

○丸山会長 日置委員の意見に関する事務局の考え方にもありましたが、何か違和感のある言葉遣いが他の計画や法令で使われている言葉である場合があるんですね。

それを変えるわけに行かない場合と、変えてもかまわない場合があるので、文脈の中で調整しなければいけないかと思います。

例えば「大人の言うことを守る」という表現が不適當であれば、他のところで使われているものを持ってきているということであればカギ括弧にするという方法もありますが、“何だこのカギ括弧は”ということ益々分からなくなる場合もあるのが悩みの種ですね。

この会の中で良いアイデアがあれば何か出していただくことにして、無ければ事務局で考えていただくことなるかと思います。

他に何かありませんでしょうか。

○河合副会長 先ほどの「大人の言うことを守る中で」というところなんですけど、善悪についての理解と判断が学童期の小学校低学年でできるようになるものなののでしょうか。

この時期にできる判断ともっと上になってできる判断と言いますか、そんな風なことを考えました時に、心理学側から見たときという言い方もできるかもしれませんが、道徳感の発達とこの表現のところが、マッチしているのかどうなのかと気になるところです。

どなたが読まれてもそういうことなんだろうなという風な表現に、直せる部分があるのであればその方がよろしいのかなと思います。

資料4の6ページ、関連ページでいうと19ページになっているという、上から2段目のところですが、最終案に下線部分が引いてあるところの3行目、企業にとっても人手不足を助長するところやその下の若者・企業の双方にとってという表現に違和感を覚えました。

あえて企業側からの視点も合わせて修文したと書かれていますが、この計画自体が、ということ考えた時に、企業側からの視点を合わせて書く必要があるのかなということと、書いてもよろしいのかもしれないんですけども、それが回り回って若者のところに戻っていくからこそ企業側の視点が必要、ということが分かれば良いんですけど、違和感を覚えました。

○丸山会長 このように修正した事情をお話しいただければと思います。

○事務局（藤岡青少年担当課長） 修正の考え方は「企業側の視点も」とコメントを書い

てありますが、元々はキャリアデザインがない若者が早期離職すると転職を繰り返し、労働条件が悪化してフリーターの働き方を選ばざるを得なくなるという因果関係がはっきりしないものが書かれておりました。

その点を改めるとともに、経済部の資料に若者の早期離職の問題について、企業側にもデメリットになると記載されておまして、その点も含めて修正したものです。

○丸山会長 いかがでしょうか。他にご意見はございませんか。

○日置委員 今の河合さんに私も同様の意見です。誰の為の計画かなど。浮いてるような感じがするので、直すのを考えていただけたらと思います。

○事務局（藤岡青少年担当課長） 企業側のところを取って修正すれば違和感はなくなりますでしょうか。

○丸山会長 早期離職する若者にとって将来が不安定になるという問題があるだけではなくて、雇っている側の企業にとっても実は問題が発生するんだということが書かれているんですね。

だからどうなんだってことになるんですけど。

そうすると、若者に対してはこういう支援をしていきましょうと何か支援策を出す。

企業に対しても自分の不利益になるんだから何かしなさいよと企業に対して言っていく施策を作っていくということになるでしょうかね。

基本計画に沿って具体的な施策が実行されていくわけですが、企業の部分がどの様な具体的な施策に結びついているのかがイメージできないのではないかと思います。

○熊谷委員 どちらかというに入れても良いんじゃないかと思うんです。

というのは、奨学金の問題を取り上げた時に、まあ蹴飛ばされたんですが、それを見て、「へえ」と思って、私も意見を出さなかったのでどうかなと思って黙ってたんですが、貸付金という資金の性格上、記述が難しいと考えていますって部分で盛り込む必要は無いってことなんでしょうけど、実際2015年ころに国と都府県と企業で奨学金返済支援の制度を作ってるんです。道庁はまだやってないんです。

それが今年の3月議会あたりで総合政策部で、一部自治体で先行した取組があるので、そういった制度が必要であろうと検討していきますよと、道庁もやっていこうと取組が現実にあるわけですね。

そういった部分でいくと例えば奨学金の返済に追われて早期離職したり、定着しないだとかそういった部分が実際に若者の現実として出てきている訳ですよ。

今回の青少年健全育成の部分のある程度の目玉というのは、そういった、ある程度年齢がいった人、20代、30代に対してもある程度の取組をしていこうという考え方があつた訳ですね。

その部分で行くと企業との連携といいますか、係わりなんかも必要なのではとならないのかなという感じは受けます。

河合副会長 熊谷委員のお話も分かり、日置委員のおっしゃることも分かり、私が読んでいて違和感を覚えたのは、青少年健全育成のところの中に、若者、企業双方にとつてと若者のことと企業のこととが横並びに扱われている表現となっているというところ、企業にとつてもと企業側の視点みたいなものがはっきり出ている。

それが、他の事柄の中で企業側の視点に立ち、企業との連携なりと書かれているのならかまわないんですが、この新規学卒者等の早期離職という中に企業という言葉が2度出て、若者と企業の両方が中点でつながれている辺りが私の違和感の元であろうかなと思ったところですよ。

日置委員 先ほど丸山会長がおっしゃっていた、後半の方にむしろ、企業の努力を入れてもらった方が私はいいいのかなと思います。

「このため」の後に学校におけるというのは入っているんですけど、その後、入った後のキャリアデザインのない若者が就職した後に企業が応援してくれるんなら良いと思ったんですよ。

並列した書き方は河合副会長と同じで変だなと思うので、労働条件が悪くなる等のリスクが高まりますで一回切って、“加えて”等として企業側の事情を入れた上で、企業にも応援して欲しいっていうのが入れば、全体として内容は悪くないのかなと思います。

○丸山会長 ということなんでしょうね。先ほどの熊谷委員のご意見も同じようなことだと思うんです。

企業って無関係な訳ではない、ただ一緒に扱って書かれると何か分からないという違和感を感じるということだと思うんですよ。

各委員のご意見は、おかしいって訳ではなくて、一緒になっているのが読んでいて通じないところなんだろうと思うんです。

今、日置委員が言われたように、一つ切ると、若者についてこういう問題があるんだと一回切ったらどうかというのは一つの解決策になるのかも知れません。

全部これ文章が続いているんですよ。

そこに読み手の違和感が出てくる原因があるんじゃないかと思うんです。

文章って微妙ですから句読点一つでニュアンスが変わるということがあるので、誤解を招かないようにしていく、小さい修正のようですが実は大きい意味をもつということがありますのでご検討いただきたいと思います。

その他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

中々大変な計画で短時間でご審議いただくということになりましたし、事務局も短時間でこれだけまとめていくということでご苦労いただきました。

第1期の計画とくらべて、事務局の説明にあったように、条例に書かれてあるように年代に応じた計画を作るとというのが第2期の目標であったと。

その点は目標を達しているのではないかと思います。

細かな字句の修正は必要などころがあると思いますので、今回出た意見を踏まえながら誤解の無いように全員が読んでもらえるものを目指して、大変だとは思いますが、細かな

修正をしていただきたいと思います。

それでは、この資料3の素案（検討最終案）については、第2期北海道青少年健全育成基本計画素案として後日答申をしたいと思いますが、皆さまいかがでしょうか。

（意義等なし）

それでは、事前に委員の皆さまには答申の案文を確認していただいた上で、私から知事に対して答申を行いたいと思います。

その他委員の皆さまから何かございますでしょうか。

事務局から、他に何かありますでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして本日の議事を終了といたします。

以降の進行については事務局にお返しします。

○事務局（成田主幹）ありがとうございました。

今期の審議会は10月29日までが任期となっており、今回の審議会が今期最後の開催となりますので、くらし安全局長の柴田から皆さまにお礼のご挨拶をさせていただきます。

○柴田くらし安全局長 柴田でございます。

行事がかぶりまして、遅れての出席となりまして申し訳ありませんでした。

第2期の計画についてご審議いただきましてありがとうございました。

8月から実質2ヶ月半の短い間で、事務局から様々な資料を送らせていただきましたが、お時間のなかで読み込んでいただいて、ご意見をいただきました。

本当に大変なスケジュールの中ご審議いただいたことに心から感謝申し上げます。

29日までが皆さまの任期となっておりますので、それまでに計画の素案として答申をいただきまして、パブリックコメントや議会での議論を経た上で、年度内に第2期計画として策定する予定となっております。

本計画は、これからの道の青少年施策を進めて行く上での基本的な考え方や方向性を示すものとなりますので、しっかりとまとめていきたいと思っております。

本当にありがとうございました。

今期の審議会は、条例改正についてもご審議いただきましたが、全国初の規制を盛り込むこともでき、関係者の方からはとても良い条例ができたとお褒めの言葉もいただいております。

これも皆さまの御提言のお陰と思っております。

道と致しましては、今後も皆さまからいただいたご意見を踏まえまして、地域の方々や関係機関・団体と連携しながら青少年の健全育成に努めて参ります。

今後とも、それぞれのお立場から、北海道の青少年健全育成に、様々なご意見やご助言をいただけたらと思います。

心から御礼を申し上げて私の挨拶とさせていただきます。

○事務局（成田主幹）最後に、審議회를代表して、会長からも一言お願いいたします。

○丸山会長 本来であれば、皆さま一人一人からご挨拶をいただくところですが、時間の関係で私からご挨拶させていただきます。

私、平成29年の年度途中からこの審議会の委員を引き受けいたしまして、会長を務めさせていただきました。

この間、審議会の公開に関する問題や議事録の作成に関する問題など、審議会の運営にかかわる事項の審議に始まりまして、青少年健全育成に関する状況認識の報告、そして、自画撮り被害に対応すべく、条例改正の基本的な考え方に関する諮問、本日議論を致しました、第2期基本計画の策定に関する諮問と、大きな問題を審議する場になったかと思えます。

自画撮り被害防止等条例改正については、その必要性と取締りの基本原則を答申しまして、事務局から説明がございました様に既に公布されるということに至ったところです。

また、第2期基本計画の策定に関しましては、本日、最終案の議論が数多くの意見をいただきながら活発になされて、やっと答申に向かったの準備に入ることとなりました。

今期の審議会は、皆さまのご協力、事務局の方々の努力によって、一定の役割を全うできたのではないかと自負しております。

最後に、私事になりますけれども、都合により今季限りで退任させていただくことになっております。

これまで、つたない議事運営などでご迷惑をおかけするということがあったかと思えますけれども、それでもこうしてやって参りましたのは河合副会長を始めとする委員の皆さまのご理解とご協力、そして事務局の皆さまのご支援や御尽力のお陰と承知しております。

心から感謝申し上げます。

引き続き委員をお務めいただく方々には、今後とも青少年健全育成の審議等に対して、大変お世話になりますけれども、より活発な審議をしていただいで、円滑な審議会というものを運営していただきたいと思えます。

お忙しいところ恐縮ですけれどもよろしく願いいたします。

簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局（成田主幹）以上をもちまして、令和元年度第3回北海道青少年健全育成審議会を閉会させていただきます。

若干の休憩を挟んで社会環境整備部会を開催いたします。

部会委員の皆様には、お疲れのところ大変恐縮ではありますが、どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様、本日はありがとうございました。